

令和5年度事業報告書

令和5年4月1日より令和6年3月31日における事業内容は次のとおりである。

1. 事業報告について

1) JAS法に基づく炭酸飲料及び果実飲料の製造業者の認証等

JAS法に基づく登録認証機関として本会に設置する判定審議委員会を令和5年度に2回開催し、認証の変更届のあった炭酸飲料1工場(みちのくコカ・コーラボトリング株式会社花巻工場)及び果実飲料(コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社広島工場)について審査・判定を行い、また、認証後の技術的基準に適合しているかを確認する調査を炭酸飲料43工場、果実飲料34工場について行った。

また、令和6年3月31日現在の種類別の認証工場数は炭酸飲料58工場、果実飲料47工場となった。

2) 委託契約による格付のための試料の検査業務

認証工場と格付のための試料の検査について委託契約を締結した当該認証工場からの検査依頼申請に基づく試料の検査を行った。

その格付実績は、別添のとおりであるが、炭酸飲料については、前年並の結果となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度比では92.7%の水準となっている。また、果実飲料については、直接飲料が一部新アイテムの好調なこともあり5%増と引き続き前年を上回った。

3) 規格証票の登録業務

包装又は容器に格付前にあらかじめ格付の表示(JASマーク)を付すことについて認証工場から登録申請があったので、「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法」並びに「炭酸飲料、果実飲料の日本農林規格」に基づく審査・登録を行った。

4) 炭酸飲料及び果実飲料の表示の指導の実施

炭酸飲料及び果実飲料の表示について、食品表示法及び果実飲料等の表示に関する公正競争規約等に基づいて表示の指導を行った。

5) 果実飲料・炭酸飲料のJAS認証工場品質管理者等専門講習会の開催

令和6年2月6日～7日、果実飲料・炭酸飲料に関する品質管理担当者及び格付担当予

定者を対象に品質管理・格付業務の知識及び技術並びに J A S 制度等についての専門講習会を受講しやすさや参加者の旅費縮減の観点から引き続き Web にて開催した。受講者数は 25 名で受講者には、J A S 認証工場の技術的基準に基づく資格が付与された。

6) 広報事業の実施

炭酸飲料及び果実飲料に関する公正な知識の啓発・普及と客観的な知識の情報を行うため「清飲検協会報」を 11 回発行し、本社、認証工場及び行政機関等に配布した（また、経済的・効率的に提供する観点から令和 6 年 3 月号からホームページ掲載に変更した）。また、J A S 製品の流通の促進を図るため、ホームページにより、清涼飲料事業者に対し、その普及・啓発を行うとともに、毎月の JAS 格付数量、財務諸表、JAS 認証事業者名等を公表した。

2. 総務事項

1) 令和 4 年度の消費税申告及び確定申告書を芝税務署(令和 5 年 5 月 22 日)及び港都税事務所(令和 5 年 5 月 22 日)に提出した。

2) 令和 6 年度償却資産申請書を令和 6 年 1 月 20 日、港都税事務所に提出した。

3. 会議の開催

1) 監査会

令和 5 年 5 月 10 日

令和 4 年度事業報告書及び令和 4 年度財務諸表等の監査を行った。

2) 定時理事会等

令和 5 年 5 月 24 日

令和 5 年度第 1 回定時理事会を開催した。

提出議案

第 1 号議案 令和 4 年度事業報告書に関する件

第 2 号議案 令和 4 年度財務諸表に関する件

第 3 号議案 令和 5 年度定時評議員会の開催に関する件

令和 5 年 6 月 26 日

臨時理事会を開催した。

提出議案

理事の任期満了に伴う会長（代表理事）、専務理事（代表理事）及び常務理事（業務執行理事）の選定に関する件

令和6年3月26日

令和5年度第2回定時理事会を開催した。

提出議案

第1号議案 令和6年度事業計画書(案)に関する件

第2号議案 令和6年度収支予算書(案)に関する件

第3号議案 令和5年度事業状況報告に関する件

3) 定時評議員会

令和5年6月26日

令和5年度定時評議員会を開催した。

提出議案

第1号議案 評議員の選任（補欠）及び理事及び監事の選任に関する件

第2号議案 令和4年度財務諸表に関する件

報告事項

（1）平成4年度事業報告に関する件

（2）令和5年度事業計画書及び令和5年度収支予算書に関する件

4) 判定審議委員会

第1回は令和5年4月27日に、第2回は5月10日に判定審議委員会を開催し、それぞれ認証後の臨時確認調査の審議を行った。

5) 公平性委員会

令和6年3月13日

外部委員3名を含む5名で構成する令和5年度の公平性委員会を開催した。公平性を阻害するリスクはなく、公平性は担保されているとの評価を得た。

6) 認証業務内部監査

令和6年3月5日

令和5年度のJAS認証業務に関する内部監査を行った。外部委託の監査員から認証業務は適正に処理しているとの報告書を得た。

7) マネジメントレビュー会議

令和6年3月29日

役職員による認証に関する業務見直しに関するマネジメントレビュー会議を行った。結果、見直しの必要はないと判断した。

8) 関係団体の会議

(一社) 日本農林規格協会の定時理事会・通常総会、連絡協議会及び(一社) 全国清涼飲料連合会の研究会の理事会並びに(一財) 食品産業センターの企業・団体連絡協議会及び果実飲料公正取引協議会等の会議に出席(書面及びWebによるものも含む。)した。

4. 事業報告附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条3項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

以上